

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成26年10月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第76号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備及び運営の基準の目的)

第2条 この条例及びこの条例に基づく規則で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備及び運営の向上等)

第3条 幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(基本方針)

第4条 幼保連携型認定こども園は、法第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園には、法に定める施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(設備及び運営の基準)

第5条 前2条に定めるもののほか、法第13条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、前条に規定する基本方針を踏まえたものとしなければならない。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。